

歯科材料 09 歯科用研削材料  
一般医療機器 歯科用ゴム製研磨材（70903000）

## ジーシー ダイシャイン

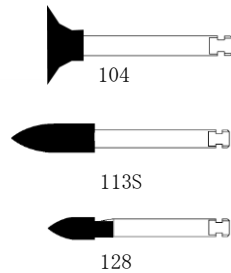
### 【禁忌・禁止】

本品及び本品に使用している成分に対し、発疹、皮膚炎等の既往歴のある者は使用しないこと。

### \*【形状・構造及び原理等】

形状

- ・ 3 種＝104、113S、128（C.A. 用のみ）



材質

- ・ 軸部及び基材部 : ステンレス鋼
- ・ 作業部 : シリコンゴム、ダイヤモンド砥粒

### 【使用目的又は効果】

ゴム基材で結合された様々な研磨成分から成る歯科用研磨材をいう。ポイント、ホイール、ディスク等を含む。

### 【使用方法等】

歯科用駆動装置及びハンドピース又は歯科技工用回転機器に装着し、15,000～25,000 回転数/分（推奨回転数）で回転させ、注水又はエア冷却下で、ソフトタッチで撫でるように被研磨物に押し当てて研磨します。  
（最高許容回転数：30,000 回転数/分）

### 【使用方法に関連する使用上の注意】

- 1) 本品は、ハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認してから使用すること。
- 2) 使用前に予め患者の口腔外で予備回転（中低速）を行い、振れがないことを確認すること。
- 3) 本品は、折れたり曲がったりすることがあるので、無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
- 4) 歯髄為害防止のため、充分な注水又はエア冷却下でソフトタッチで使用するすること。
- 5) 回転数の許容範囲を超えて使用しないこと。

### 【使用上の注意】

- 1) 使用注意（次の患者には慎重に適用すること）
  - ①シリコンゴムに対して、発疹、皮膚炎などの過敏症の既往歴のある患者には使用しないこと。
  - ②本品の使用により発疹などの過敏症を起こした患者には、使用を中止し、すぐに医師の診断を受けさせること。
  - ③本品に対して、発疹、皮膚炎などの過敏症の既往歴のある術者は、本品を使用しないこと。  
また、使用により過敏症状を起こしたときは、使用を中止し、すぐに医師の診断を受けること。
  - ④本品は、目に入らないように注意すること。万一、目に入ったときは、すぐに多量の流水で洗浄し、眼科医の診断を受けること。

### 2) 重要な基本的注意

- ①本品は、使用前に滅菌すること。
- ②表示使用回転数を超えた場合には、破折して怪我をする恐れがあるので、表示使用回転数を厳守すること。
- ③軸部及び作業部に、損傷、変形（錆、表面キズ、曲がり、汚染）等のあるものは、使用しないこと。
- ④本品を使用する際には、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
- ⑤本品を使用する際には、目の損傷を防ぐために、保護めがねなどを使用すること。
- ⑥再使用する際には、清掃液、消毒剤を用いて付着物を除去したあと、オートクレーブ、ケミクレーブ又はEOGによる滅菌もしくは薬剤による消毒をすること。  
なお、塩素系などの金属腐食性の高い薬液での消毒は行わないこと。  
また、その他の消毒薬で長時間浸漬する場合は、錆びる恐れがあるので、防錆剤を添加すること。
- ⑦清掃液・消毒剤・滅菌器については、各製造販売業者の指示に従い、正しく使用すること。
- ⑧熱による作業部の変質を防ぐため、滅菌時の温度及び乾燥時の温度は135℃以下に設定すること。
- ⑨本品は、【使用目的又は効果】に記載の用途以外には使用しないこと。
- ⑩本品は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

### 【保管方法及び有効期間等】

- ・ 本品は、清潔で湿度が高くない場所及び直射日光の当たらない場所にて保管・管理する。
- ・ 本品は錆びる恐れがあるため、水分が付着したまま保管しない。
- ・ 本品は、歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理する。

### \*\*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

\*\*製造販売元 : ダイワラビン株式会社  
住所 : 〒340-0003  
埼玉県草加市稲荷 2-1-8  
  
販売元 : 株式会社ジーシー  
住所 : 〒113-0033  
東京都文京区本郷 3 丁目 2 番 14 号  
電話番号 : (お客様窓口) 0120-416480